（店舗における掲示）

第百六条　法第二十九条の四の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　店舗販売業者（動物用医薬品特例店舗販売業者を除く。）にあっては、次に掲げる事項

イ　店舗の許可の区分の別

ロ　店舗販売業者の氏名又は名称

ハ　店舗管理者の氏名

ニ　当該店舗に勤務する薬剤師又は登録販売者の別及び氏名

ホ　取り扱う医薬品の区分

ヘ　相談時の対応方法に関する解説

ト　営業時間及び営業時間外に相談に応ずることができる時間及び当該相談に応ずる電話番号その他の連絡先

二　動物用医薬品特例店舗販売業者にあっては、次に掲げる事項

イ　店舗の許可の区分の別

ロ　店舗販売業者の氏名又は名称

ハ　法第八十三条の二の三第一項の規定により都道府県知事の指定した品目

ニ　相談時の対応方法に関する解説

ホ　営業時間及び営業時間外に相談に応ずることができる時間及び当該相談に応ずる電話番号その他の連絡先

（卸売販売業における薬剤師以外の者による医薬品の管理）

第百十条の三　卸売販売業者は、法第三十五条第二項の規定により、指定医薬品以外の医薬品のみを販売する場合の医薬品営業所管理者については、薬剤師以外の者として、登録販売者であって、次の各号のいずれかに該当する者をもって行わせることができる。

一　過去五年間のうち薬局、店舗販売業（動物用医薬品特例店舗販売業を除く。）、配置販売業又は卸売販売業において薬剤師又は登録販売者以外の者として薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した期間並びに登録販売者として業務（店舗等管理者としての業務を含む。）に従事した期間（次号において「従事期間」という。）が通算して二年以上の者

二　従事期間が通算して一年以上であって、店舗等管理者としての業務の経験がある者

三　都道府県知事が前二号に掲げる者と同等以上の経験を有すると認めた者

（店舗の休廃止等の届出）

第百十一条　法第三十八条第一項において準用する法第十条第一項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

一・二　（略）

三　店舗販売業者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員の氏名

四～八　（略）

（店舗における掲示）

第百六条　法第二十九条の四の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。ただし、動物用医薬品特例店舗販売業者にあっては、第一号、第二号、第六号及び第七号に掲げる事項とする。

一　店舗の許可の区分の別

二　店舗販売業者の氏名又は名称

三　店舗管理者の氏名

四　当該店舗に勤務する薬剤師又は登録販売者の別及び氏名

五　取り扱う医薬品の区分

六　相談時の対応方法に関する解説

七　営業時間及び営業時間外に相談に応ずることができる時間及び当該相談に応ずる電話番号その他の連絡先

（卸売販売業における薬剤師以外の者による医薬品の管理）

第百十条の三　卸売販売業者は、法第三十五条第二項の規定により、指定医薬品以外の医薬品のみを販売する場合の医薬品営業所管理者については、薬剤師以外の者として、登録販売者であって、次の各号のいずれかに該当する者をもって行わせることができる。

一　過去五年間のうち薬局、店舗販売業（動物用医薬品特例店舗販売業を除く。）、配置販売業又は卸売販売業において薬剤師又は登録販売者以外の者として薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した期間並びに登録販売者として業務（店舗等管理者としての業務を含む。）に従事した期間が通算して二年以上の者

（新設）

二　都道府県知事が前号に掲げる者と同等以上の経験を有すると認めた者

（店舗の休廃止等の届出）

第百十一条　法第三十八条第一項において準用する法第十条第一項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

一・二　（略）

三　店舗販売業者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員

四～八　（略）